

令和6年度「宿泊施設魅力向上対策事業」募集要領

公益社団法人青森県観光国際交流機構と株式会社青森銀行（以下、事業実施者）では、青森県内宿泊施設の魅力向上に向けて、付加価値の向上等による生産性向上を図るため、「人」に焦点を絞った取組を行うこととし、オペレーションの最適化や人材育成・確保等の課題解決に取り組むモデルとなる宿泊施設にコンサルタントを派遣します。

コンサルタント派遣対象施設については、本募集要領に基づき、応募施設の中から選定します。

1 当事業での取組内容について

コンサルタント派遣について		
(1) 実施内容	令和6年度	令和7年度（予定）
	① 付加価値向上等による生産性向上に向けた課題分析と課題解決、及び魅力向上に繋がる取組を設定。	① 令和6年度に作成したマニュアル運用の定着に係る指導及び施設の付加価値向上に向けた取組の支援。
	② ①の取組を効果的かつ効率的に導入するための業務の標準化と運用マニュアル整備。	② 施設における人材の定着を図るための人事評価制度の構築・運用管理体制づくりの支援。
	③ ②で作成したマニュアルの円滑な運用及び定着のための実践指導。	
(2) 実施期間	令和6年4月上旬～令和8年3月下旬（2か年）	
(3) 実施スケジュール	○対象となる宿泊施設への訪問は、年間で原則10回とします。 ※繁忙時期を除く ○施設への訪問は月に一回程度を想定しておりますが、施設、コンサルタント、本事業実施者とスケジュール調整の上、決定します。	
成果発表会の実施について		
(1) 実施内容	県内宿泊施設を対象とした、当事業での取り組み事例及び成果を発表する成果発表会の実施。	
(2) 実施時期	令和7年3月及び令和8年3月	

※最終的な実施内容は、協議の上決定します。

2 実施施設数について

青森県内宿泊施設 2施設

3 参加申込みについて

(1) 対象施設

青森県内の宿泊施設

※応募多数の場合は事業実施者にて選定します。

(2) 申込受付期間

令和6年3月1日(金)～3月15日(金)

(3) 提出書類

別添1「宿泊施設魅力向上対策事業」参加申込書

(4) 提出方法

電子メール、FAX又は郵送にて、下記「提出先・問い合わせ先」までお申込みください。

(5) 結果通知

選定施設様に対しまして、令和6年3月22日(金)までに、電子メールにてご連絡いたします。

4 その他の留意事項

(1) 本事業による2年間のコンサルティングに係る経費の負担は発生しません。

※但し、本事業終了後にコンサルティングの継続を希望される場合は相応の費用が発生します。

(2) 対象施設決定後、事業実施に必要な書類の提出にご協力ください。

※事業実施者、コンサルタントとの秘密保持条項を含む契約を締結したうえで開示していただきます。

(3) その他、本要領に記載の無い事項や詳細については、別途協議の上定めることとします。

5 スケジュール

(1) 募集開始 令和6年3月1日(金)

(2) 申込締切 令和6年3月15日(金)

(3) 選定施設通知 令和6年3月22日(金)

提出先・問い合わせ先

公益社団法人青森県観光国際交流機構

観光産業振興グループ 永田

電話 017-722-5080

FAX 017-735-2067

電子メール haruno_nagata@aomori-kanko.or.jp